

公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1. 競争入札に付する事項等

- (1) 業 務 名 物件調書等作成業務（単価契約・秋田県分）
- (2) 業 務 内 容 物件調書等作成業務委託仕様書のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結の日 から 平成31年3月29日まで
- (4) 入札参加申込書等提出期限 平成30年4月25日（水） 午後5時00分
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
入札日時：平成30年4月26日（木） 午前10時00分
開札日時：入札締切後直ちに開札
場 所：秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階 会議室

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 次のいずれかの資格を有する者であること。
 - ① 平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」、営業品目が「調査・研究」又は「その他」であって、「D」等級に格付けされ、東北地域に競争参加資格を有する者。ただし、物件概要等の作成については宅地建物取引士（宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第18条の登録を受けている者）が行い、測量等技術を要する調査及び図面作成に当たっては、測量士補以上の資格を有する者が行うこととするため、当該資格者により履行が出来る者であること。
 - ② 平成29・30年度の当局の競争参加資格審査の結果、次のいずれかの等級決定通知を受けた者であること。
 - イ（業種区分）「土地家屋調査」（等級）C
 - ロ（業種区分）「測量」（等級）C
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
 - ① 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
 - ② 同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
 - ③ 同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
 - ④ 経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (6) 本件入札に関する説明を受けた者であること。
- (7) 競争入札に参加するために必要な証明書等を証明書等の受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3. 契約条項及び入札参加申込を示す場所及び期間

(1) 仕様書、契約書(案)、入札説明書等は次の場所で閲覧させる。

場 所 : 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階
東北財務局秋田財務事務所 管財課 (電話 018-862-4205 内線157)

期 間 : 平成30年4月25日(水)まで 午前9時から12時及び午後1時から5時
(ただし、土曜日、日曜日の閉庁日を除く。)

(2) 入札参加申込み

入札参加を希望する者は、「入札参加申込書」に「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)又は等級決定通知書(当局資格)(写)」、「参加資格証明書」、「指名停止等に関する申出書」を添付し、上記3(1)の場所まで持参又は郵送により提出すること。

なお、上記全省庁統一資格により参加をする場合には、「参加資格証明書」に「宅地建物取引業法第18条の登録を受けていることを証する書面(写)」及び「測量士補以上の資格を有することを証する書面(写)」を添付し、提出すること。

4. 入札方法について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、業務区分ごとの単価を記載した「入札金額内訳書」を、入札書とあわせて提出すること。

5. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

6. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 契約書作成の要否

契約書を作成する。

8. 質疑応答

質問書の提出方法及び回答方法等は、入札説明書による。

以上公告する。

平成30年4月10日

分任支出負担行為担当官

東北財務局秋田財務事務所長 鈴木 徹